

平成 27 年度

# 三本木スマートインターチェンジ 地区協議会 議案書



平成 21 年 9 月 18 日 開通式

日 時：平成 28 年 1 月 21 日（木）  
午後 1 時 30 分から

場 所：大崎市役所 本庁舎 北会議室 2 階

平成 27 年度  
三本木スマートインターチェンジ地区協議会

次 第

- 1 開 会
- 2 会 長 挨 拶
- 3 議 事
  - 議案第 1 号 新規委員の承認について
  - 報告第 1 号 平成 26 年度及び平成 27 年度活動報告について
  - 議案第 2 号 規約の改正について
  - 議案第 3 号 今後の取り組みについて
  - その他 別紙資料
    - 1) 経過及び利用台数（年度別）について
    - 2) 供用に伴う整備効果について
      - ①周辺住民の利便性向上
      - ②産業の活性化
      - ③救急医療の迅速化
      - ④観光の活性化
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

## 平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度活動報告について

### 平成 2 6 年度

年 月 日	活 動 内 容
平成 2 7 年 2 月 6 日	第 1 回事務局会議 【大崎市役所 三本木総合支所 2 階 会議室】

### 平成 2 7 年度

年 月 日	活 動 内 容
平成 2 7 年 7 月下旬 ～ 1 1 月下旬	整備効果検証に伴うアンケート調査実施 ○周辺住民の利便性向上 対象：自治体職員及び来庁者 (大崎市・美里町・涌谷町・加美町・色麻町) 道の駅来場者(三本木、岩出山) ○産業の活性化 対象：三本木スマートインターチェンジ周辺企業 1 2 社 ○救急医療の迅速化 対象：大崎広域消防本部 ○観光の活性化 対象：三本木道の駅来場者(平成 27 年 11 月 22 日開催の秋祭り)
平成 2 7 年 1 0 月 9 日	第 1 回事務局会議 【大崎市役所 三本木総合支所 2 階 会議室】
平成 2 7 年 1 2 月 4 日	第 2 回事務局会議 【大崎市 三本木公民館 1 階 研修室】
平成 2 8 年 1 月 2 1 日	地区協議会 【大崎市役所 本庁舎 北会議室 2 階】

## 規約の改正について

### 三本木スマートインターチェンジ地区協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「三本木スマートインターチェンジ地区協議会」（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 協議会は、三本木スマートインターチェンジ（以下「三本木スマートIC」という。）の設置・管理・運営等について、必要な検討、調整を行うことを目的とする。

（事業内容）

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）三本木スマートICの設置に係る次の項目の検討及び調整を行う。
  - ① 三本木スマートICの社会便益に関すること。
  - ② 三本木スマートIC及び周辺道路の安全性に関すること。
  - ③ 三本木スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
  - ④ 三本木スマートICの構造及び整備方法に関すること。
  - ⑤ 三本木スマートICの管理・運営方法に関すること。
  - ⑥ 広域的な検討結果の反映に関すること。
  - ⑦ その他三本木スマートICを設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。
- （2）協議会は、三本木スマートICの供用開始後の社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態等について、定期的にフォローアップし、必要に応じ見直しを行う。
- （3）その他、目的達成に必要な事業

（構成）

第4条 協議会は、別紙の委員により構成する。

（会長及び職務代理者）

第5条 協議会に会長を置く

2. 会長は、大崎市長をもって充てる。
3. 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4. 会長が出席できないときは、会長が指名した者がその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2. 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
3. 協議会の会議は、出席委員及び代理出席委員の過半数の出席をもって成立する。
4. 協議会の議事は、出席委員及び代理出席委員の合議で決する。
5. 会長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
6. 協議会の会議は、原則非公開とし、委員の承認を得て、会議資料及び会議録を公表することができる。

(事務局)

第7条 協議会には、協議会の運営事務を行う事務局を設置するものとし大崎市建設部都市計画課に置く。

(軽微な議事に関する扱い)

第8条 軽微な議事については、書面により表決を得ることにより、会議の決議に代えることができる。

(規約の改正)

第9条 本規約を改正する必要があるときは、協議会の決によりこれを行うものとする。

(解散)

第10条 協議会は、三本木スマートICが運営される限り存続する。

(補則)

第11条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附則

この規約は、平成21年2月5日から適用する。

この規約は、平成 年 月 日より適用する。

## 三本木スマートインターチェンジ地区協議会 委員名簿(案)

	所 属 機 関 名	委 員	備 考
1	国土交通省東北地方整備局 道路課 道路計画第二課	課 長	
2	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	所 長	
3	東日本高速道路株式会社 東北支社 総合企画部 総合企画課	課 長	
4	東日本高速道路株式会社 東北支社 管理事業部 管理事業統括課	課 長	
5	東日本高速道路株式会社 東北支社 古川管理事務所	所 長	
6	宮城県警察本部 交通部 交通規制課	課 長	
7	宮城県警察本部 高速道路交通警察隊	隊 長	
8	宮城県古川警察署	署 長	
9	宮城県土木部 道路課	課 長	
10	宮城県北部土木事務所	所 長	
11	色麻町	町 長	
12	加美町	町 長	
13	涌谷町	町 長	
14	美里町	町 長	
15	大崎市	市 長	
16	大崎商工会 三本木支所	支 所 長	新規
17	公益社団法人 宮城県トラック協会 大崎支部	支 部 長	新規
18	株式会社 大崎市三本木振興公社	代表取締役	新規
19	三本木企業協議会	会 長	新規
20	三本木まちづくり協議会	会 長	新規
21	三本木区長会	会 長	新規

## 三本木スマートインターチェンジ地区協議会 規約

旧	新
<p>(名 称)</p> <p>第1条 本会は、「三本木スマート IC 地区協議会」(以下「協議会」という。)と称し、本スマートインターチェンジを、三本木スマートインターチェンジ(略称「三本木スマート IC」)とする。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 協議会は、三本木スマート IC の安全性や整備・管理・運営方法等を検討・調整し、実施することにより、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増を図ることを目的とする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、以下の内容を記した「三本木スマート IC 実施計画書」(以下「実施計画書」という。)を検討・調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 三本木スマート IC の社会便益</li> <li>② 三本木スマート IC 及び周辺道路の安全性</li> <li>③ 三本木スマート IC の整備方法</li> <li>④ 三本木スマート IC の管理・運営方法(開放時間の制限も含む)</li> <li>⑤ その他三本木スマート IC の設置・管理・運営する上で必要な事項</li> </ol> <p>2. 協議会は、三本木スマート IC の管理・運営形態等について定期的に把握する。</p> <p>3. 協議会は、三本木スマート IC の管理・運営形態等に不都合が生じた場合には、実施計画書内容について、検討・調整を行い変更する。</p>	<p>(名 称)</p> <p>第1条 本会は、「三本木スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「協議会」という。)とする。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 協議会は、三本木スマートインターチェンジ(「以下「三本木スマート IC」という。)の設置・管理・運営等について、必要な検討、調整を行うことを目的とする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 三本木スマート IC の設置に係る次の項目の検討及び調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 三本木スマート IC の社会便益に関すること。</li> <li>② 三本木スマート IC 及び周辺道路の安全性に関すること。</li> <li>③ <u>三本木スマート IC の設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。</u></li> <li>④ 三本木スマート IC の構造及び整備方法に関すること。</li> <li>⑤ 三本木スマート IC の管理・運営方法に関すること。</li> <li>⑥ <u>広域的な検討結果の反映に関すること。</u></li> <li>⑦ その他三本木スマート IC を設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。</li> </ol>

旧	新
<p>4. 協議会は、三本木スマート IC の利用者増を図るため、広報・PR 等を実施する。</p> <p>(構成) 第4条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。</p> <p>2. 協議会は、委員の互選により選出された会長が会務を総括、運営する。</p> <p>3. 協議会の構成団体は、三本木スマート IC の円滑な設置、安全かつ円滑な管理・運営に協力しなければならない。</p> <p>(役員) 第5条 役員は委員の互選により選出する。</p> <p>2. 会長1名、副会長3名を置く。</p> <p>3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。</p> <p>(協議会) 第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2. 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>3. 協議会の議事は、出席委員の合議で決する。</p>	<p>(2) 協議会は、三本木スマート IC の供用開始後の社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態等について、定期的にフォローアップし、<u>必要に応じ見直しを行う。</u></p> <p>(3) その他、目的達成に必要な事業</p> <p>(構成) 第4条 協議会は、別紙の委員により構成する。</p> <p><u>(会長及び職務代理者)</u> 第5条 <u>協議会に会長を置く</u></p> <p><u>2. 会長は、大崎市長をもって充てる。</u></p> <p><u>3. 会長は協議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>4. 会長が出席できないときは、会長が指名した者がその職務を代理する。</u></p> <p>(協議会) 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p><u>2. 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。</u></p> <p>3. 協議会の会議は、<u>出席委員及び代理出席委員の過半数の出席</u>をもって成立する。</p> <p>4. 協議会の議事は、出席委員及び代理出席委員の合議で決する。</p>



旧	新
<p>4. 会長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(事務局) 第7条 協議会の事務局は、大崎市建設部建設課に置く。</p> <p>(規約の改正) 第8条 本規約を改正する必要があるときは、協議会の決によりこれを行うものとする。</p> <p>(解 散) 第9条 協議会は、三本木スマート IC が運営される限り存続する。</p> <p>(補 則) 第10条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。</p> <p>附 則 この規約は、平成21年 2月 5日から適用する。</p>	<p>5. 会長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>6. <u>協議会の会議は、原則非公開とし、委員の承認を得て、会議資料及び会議録を公表することができる。</u></p> <p>(事務局) 第7条 協議会には、<u>協議会の運営事務を行う事務局を設置するものとし大崎市建設部都市計画課に置く</u></p> <p><u>(軽微な議事に関する扱い)</u> 第8条 軽微な議事については、書面により表決を得ることにより、会議の決議に代えることができる。</p> <p>(規約の改正) 第9条 本規約を改正する必要があるときは、協議会の決によりこれを行うものとする。</p> <p>(解 散) 第10条 協議会は、三本木スマート IC が運営される限り存続する。</p> <p>(補 則) 第11条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。</p> <p>附 則 この規約は、平成21年 2月 5日から用する。 <u>この規約は、平成 年 月 日から適用する。</u></p>

## 今後の取り組みについて

三本木スマートインターチェンジの利用促進を図るため、下記の取り組みを行う。

### 記

1. 委員及び関係機関と連携し、HPや広報誌等を活用したPR活動を行う。
2. 周辺のイベント等に合わせたPRを行う。
3. 三本木スマートインターチェンジ利用者が安心して通行できるよう、周辺道路の点検を行い、不具合箇所について道路管理者へ周知し、改善するよう調整する。
4. 三本木スマートインターチェンジ周辺の案内看板の点検を行い、不具合箇所については、道路管理者へ周知し、改善するよう調整する。

その他

**別紙資料**

- 1) 経過及び利用台数（年度別）について
- 2) 供用に伴う整備効果について
  - ① 周辺住民の利便性向上
  - ② 産業の活性化
  - ③ 救急医療の迅速化
  - ④ 観光の活性化

—メモ—

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....